## 平成30年度地方消費税交付金(増収分)の使途状況について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費 (年金、医療、介護、少子化対策) その他の社会保障施策(社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策)に 要する経費に充てるものとする」とされています。

平成30年度の地方消費税交付金の増収分については、次のとおり、本市の社会保障経費に要する一般財源の 一部として活用しました。

## 平成30年度増収額 26.2億円

(単位:億円)

	区 分	事業費(一般財源ベース)
社会福祉	障がい者福祉 ・障害者自立支援給付 など	31. 0
	高齢者福祉 ・養護老人ホーム措置費 など	6. 4
	児童福祉 ・保育所、認定こども園運営 など	77. 6
	生活保護 ・生活扶助, 医療扶助 など	45. 9
	その他社会福祉 ・生活困窮者自立支援 など	0. 6
	小計	161. 5
社会保険	・国民健康保険事業 ・介護保険事業 ・後期高齢者医療事業	105. 8
保健衛生	医療 ・医療センター運営負担 など	10. 2
	感染症その他の疾病予防対策 ・予防接種事業 など	8. 4
	健康増進対策 ・がん検診事業 など	5. 2
	小 計	23. 8
合 計		291. 1

<sup>※</sup> 上記の経費については、事務職員の職員給与費等を除いています。